

平成30年9月21日(金)
国土交通省 関東地方整備局
霞ヶ浦導水工事事務所

記者発表資料

和解条項に基づくモニタリング調査について

茨城県内の4漁協と栃木県内の漁協連合(4漁協)が霞ヶ浦導水事業の那珂樋管工事差し止めを求めた訴訟は、平成30年4月27日に和解が成立しました。

和解条項に基づくアユ及びサケのモニタリング調査について、関係漁協から特別採捕の同意が得られましたので、茨城県への許可申請手続き完了後、10月からモニタリング調査に着手します。

【和解条項(抜粋)】

●アユ、サケ

調査地点 那珂川河口から18.5km地点

調査項目 アユの仔魚の降下量及びサケの稚魚の降下尾数

調査時期 アユについて、毎年10月から3月

サケについて、毎年2月から4月

調査頻度 各月3回実施する。ただし、連続して2回採取できないときはその後実施しない。

発表記者クラブ

茨城県政記者クラブ 栃木県政記者クラブ 竹芝記者クラブ 神奈川建設記者会

問い合わせ先

国土交通省 関東地方整備局 霞ヶ浦導水工事事務所

TEL:029-822-3007(代表) / FAX:029-826-6099(代表)

事業対策官 堀内 輝亮(ほりうち てるあき)

工務課長 渡辺 健一(わたなべ けんいち)